

吉見の里駅上地区施設道路整備に伴う
用地取得等に関する包括的業務委託

【公募型簡易プロポーザル実施要領】

令和6年4月

田尻町事業部都市みどり課

1 目的

田尻町（以下「町」という。）は、吉見の里駅上地区施設道路整備に伴う用地取得等に関する包括的業務委託（以下「本業務委託」という。）の実施について、公募型簡易プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により委託業者を選定する場合の手続き等について必要な事項を定める。

2 業務の概要

- (1) 業務の名称 吉見の里駅上地区施設道路整備に伴う用地取得等に関する包括的業務委託
- (2) 業務の場所 田尻町吉見 地内
- (3) 業務の内容
 - ・標準地鑑定評価業務
 - ・比準地評価業務
 - ・補償物件等調査算定業務
 - ・用地取得業務
 - ・測量業務（用地測量を含む）
 - ・実施設計業務（道路・道路構造物・下水道管）

*詳細は、特記仕様書を参照のこと
- (4) 委託期間 契約締結日から令和7年3月21日まで
- (5) 提案限度額32,473千円（税抜）

3 プロポーザル 主要スケジュール

内 容	日 程
実施要領等の町 HP での公表	令和6年4月16日（火）
質問書の受付期限	4月25日（木）正午まで
質問書への回答	5月 2日（木）
参加申込書及び提案書等の提出期限	5月17日（金）午後5時まで
審査結果通知	6月 4日（火）
契約の締結、結果の公表及び業務の開始	6月 6日（木）頃

4 参加資格

プロポーザルの参加は、次に掲げる要件をすべて満たす者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 田尻町契約規則（平成17年田尻町規則第14号）第5条に定める入札参加有資格者名簿に測量・建設コンサルタントを希望業種として登録されており、且つ、国土交通省の参加資格として、測量、補償コンサルタント、土木関係建設コンサルタントの3業種が登録されていること。
- (3) 参加申請時において、最新の補償コンサルタント現況報告書が提出可能であること。

(4) 過去5年間(令和1年度から令和5年度までの間)に受注した業務において、同種業務又は類似業務において1件以上の実績を有すること。

※同種業務とは、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社又は土地収用法第3条各号の一に規定する事業を行う者が発注した補償コンサルタント登録規程(昭和59年9月21日建設省告示1341号)(以下「登録規程」という。)第2条第1項の別表及び「補償コンサルタント登録規程の施行及び運用について」(令和2年12月23日国不用第35号)(以下「運用通知」という。)記1の別紙に定める補償関連部門(意向調査、生活再建調査、補償説明業務)又は総合補償部門の公共用地交渉業務(用地補償技術補助業務及び用地補償総合技術業務を含む。)をいう。

※類似業務とは、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社又は土地収用法第3条各号の一に規定する事業を行う者が発注した登録規程第2条第1項の別表及び運用通知記1の別紙に定めるいずれかの業務(同種業務を除き、用地関係資料作成整理等業務及び用地調査等点検技術業務を含む。)をいう。

(5) 本業務の実施に関し、以下の技術者等を配置できること。

①用地・補償関係業務においては、過去5年間に完了した業務において、同種業務又は類似業務において1件以上の実績を有する者。

道路等実施設計業務においては、技術士(総合技術監理部門 建設-道路)、(建設部門 道路)のいずれかの資格を有し、技術士法による登録を行っている者、もしくはRCCM(道路)の資格を有し、「登録証」の交付を受けている者。

②本業務の履行箇所に係る被補償者との間において、人的関係がないこと。

※「人的関係がない」とは、本業務の履行期間中において、主任技術者・担当技術者・業務従事者自身が被補償者でないこと及び被補償者が法人等の団体の場合はその団体の役員を兼ねていないこと。

③本業務の申請書及び資料の提出期限時点において、本業務の受注者と直接的雇用関係があること。

(6) 田尻町建設工事等指名停止要綱に基づく指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

なお、プロポーザル開始から本業務の契約を締結するまでの間において、指名停止の措置を受けた場合は、参加資格を失うこととする。

(7) 田尻町暴力団排除条例(平成24年田尻町条例第10号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団密接関係者に該当しないこと。

(8) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続き開始の申し立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)をした者にあつては、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)の決定を受けていること。

(9) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項及び第2項の規定による民事再生手続き開始の申し立てをした者にあつては、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の

決定を受けていること。

- (10) 個人情報保護法に基づき、近畿圏の土木、建築、都市・環境基盤整備に係わる調査、測量、計画、設計、情報処理、事業支援、工事監理等に係わるコンサルティング業務において ISMS (Information Security Management System : 情報セキュリティマネジメントシステム) を取得した者、又はプライバシーマークを取得している者で、外部へ情報漏洩が無いよう、徹底した管理を実施できる者であること。

5 担当課

田尻町 事業部 都市みどり課

〒598-8588 田尻町嘉祥寺375番地1

Tel 072-466-5006

Fax 072-466-5025

E-mail tosei@town.tajiri.osaka.jp

6 プロポーザル関係資料の公表及び配布について

(1) 実施要領、特記仕様書、評価項目等

令和6年4月16日(火)に、田尻町ホームページにおいて公表しますので、ダウンロードして取得してください。

(2) 資料等に関する質問・回答について

①質問受付期間

プロポーザル関係資料の公表及び配布後から令和6年4月25日(木)の正午まで(必着)

②質問書提出方法

指定の質問書(様式第6号)に記入の上、FAX又は電子メール添付により、担当課に提出(送信)してください。提出(送信)後に、提出(送信)した旨を担当課に連絡してください。

③回答

令和6年5月2日(木)に田尻町ホームページにおいて回答を公開

④その他

受付期間を過ぎた質問、参加者以外の方からの質問、指定方法以外での質問、本業務に直接関係しない質問等については、一切受け付けませんのでご注意ください。

また、本プロポーザルについての審査基準に係る内容、他の参加者に関する一切の内容についての質問も受け付けませんので、併せてご注意ください。

7 参加申込書及び提案書等の提出について

(1) 参加申込書について

①様式第1号～様式第5号を各1部提出してください。

(2) 提案書について

①提出部数 正本1部、副本(写し)5部

※副本の表紙及び企画提案書類には、参加者名(会社名等)を記載しないでください。

②提出期間(期限)

令和6年5月17日(金)午後5時まで、持参に限る。

(受付時間:土、日、祝日を除く午前9時から午後5時まで)

③提出場所

田尻町 担当課(上記5)

④提案書等の作成要領

ア 提案書には指定の表紙(提案様式1)を必ず添付してください。

なお、業務提案書(提案様式2)については、正本の表紙のみ参加者名(会社名等)を記載し、副本の表紙には記載しないでください。

イ 提案書類で指定の様式がある場合は、必ず指定の様式を使用してください。指定の様式以外での提案は失格となりますので、ご注意ください。

用紙のサイズは特に指定がある場合を除きJIS「A4判」とする。やむを得ずA3判で作成する場合は、片面印刷でA4判に折り込みしてください。

ウ 提案書の綴りの順序は、配布資料の公募型プロポーザル様式一覧の順序としてください。

エ 提案書には、公平を期すため企業名やロゴマーク類の会社等を特定できるものは一切使用しないでください。

(3) 見積書等について

①提出部数 見積書(提案様式3) 正本1部 副本(写し)1部

提案価格内訳書(提案様式4) 正本1部 副本(写し)1部

②提出期限及び提出場所は提案書と同様とし、必ず提案書と同時に提出ください。

③見積書、提案価格内訳書は、指定の様式を必ず使用してください。それ以外の様式による提出は無効となりますのでご注意ください。

④見積書記載の提案価格は、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)を除いた額を記載してください。

⑤見積書記載の提案価格は、上限額金32,473千円(税抜)を超えることはできません。

(4) 提出書類の取扱い等

①プロポーザルに関し提出された提案書類等は返却しない。

②本プロポーザルにおいて提出された書類は、全て田尻町情報公開条例(平成12年田尻町条例第32号)に基づく情報公開請求の対象となる。

③プロポーザルの参加に関する一切の費用は、参加者の負担とします。

④提出期限後の提出書類の変更、差替え若しくは再提出は認めない。(ただし、本町が承諾したものについてはこの限りではない)

⑤提出された書類は、本プロポーザルにおける選定以外の目的では使用しない。なお本プロポーザルにおいて必要がある場合、その写しを作成し使用することができるものとする。

- ⑥提出した提案書は、当該業務の委託業者となった場合、当該業務の仕様書の一部として取り扱い遵守しなければならない。また、配置予定の技術者については評価点に影響することから提案書提出後の変更は、病気等の特別の事情がある場合を除き、原則として認めない。
- ⑦最優秀候補者として優先交渉権者となった場合、提出された見積書は、契約締結用に提出された見積書として取り扱います。

8 審査

- (1) 審査方法は、本町職員が提案書の評価及び審査を行い、提出された提案書及び見積書の総合評点の最も高い提案者を委託業務の最優秀候補者として選定します。ただし、総合評点が満点の6割に満たない場合は選定しない。
なお、最も総合評点が高い提案者が複数ある場合は、次の順序により決定します。
 - ①見積書の価格が低い者
 - ②技術等評価の内、「業務提案」の評点が高い者
 - ③技術等評価の内、「業務実施体制」の評点が高い者
- (2) 審査は、別表「包括的業務委託に係る評価項目及び配点表」により行います。
- (3) ヒアリングの実施
不適切と思われる低額な価格提案の場合、また、提案書の内容に疑義がある場合は、必要に応じヒアリングや確認資料の提出を求める場合があります。
- (4) 提案事業者が1社のみの場合
提案事業者が1社のみの場合であっても、選考委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定します。

9 審査結果等の通知及び公表

- (1) 審査結果は、すべての参加事業者に通知します。
- (2) 審査結果の公表は、次の項目について契約締結後速やかに行います。
 - ①契約締結者の名称及び評価点及び契約金額
 - ②プロポーザル全参加者の名称
 - ③プロポーザル全参加者の評価点
 - ④その他必要な事項

10 業務委託契約の締結等

- (1) 選定された最優秀候補者を優先交渉権者として、協議を経て、業務委託契約を締結します。
- (2) 優先交渉権者との契約締結が成立しなかった場合は、審査結果の総合評点が上位の参加事業者から契約締結に向けた協議をすることができる。
なお、総合評点が高同点の者が複数ある場合は、8 審査（1）審査方法に準じ決定する。

11 留意事項

(1) 次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- ①参加資格のない者が行った提案
- ②提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ③提出された書類に虚偽の内容を記載した場合
- ④記載事項が不明なもの又は提案書に記名押印のないもの
- ⑤実施要領に違反すると認められる場合
- ⑥実施要領及び特記仕様書に示した条件に適合しない場合
- ⑦他の参加者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- ⑧事業者選定終了までの間に他の参加者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- ⑨その他実施要領に違反する行為、又は審査の公平性に影響を与える不正行為があった場合

(2) 当プロポーザルへの参加・不参加及び辞退は自由であり、不参加・辞退に対する不利益な扱いは行わない。

ただし、辞退する場合は、できるかぎり早い段階で「辞退届（任意様式）」を担当課へ提出してください。

12 その他

- (1) 本プロポーザルにおいて作成する書類のほか、必要な手続きにおいて使用する言語は、日本語とする。また、書類の表記は、可能な限りわかりやすく平易な表現を使用するものとする。
- (2) 信書便及び電子メール等の通信事故については、町は一切の責任を負わないものとする。
- (3) 参加申込書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとする。
- (4) 1企画提案者から提出できる提案書は1つに限るものとする。
- (5) 提案書等の著作権は提案者に帰属する。なお、本プロポーザルによる選定結果に関する公表その他町が必要と認めるときは、町は選定した事業者の提案書等の全部又は一部を無償で使用できるものとする。
- (6) 提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は参加表明者が負う。